

■ 第3回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成26年2月27日（木）午後3時～午後5時

場所：新潟市役所 第1分館5階501会議室

（司会：武者市民相談室長）

お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、これから、第3回新潟市人権教育・啓発推進委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、広聴相談課佐藤課長より、あいさつを申し上げます。

（佐藤広聴相談課長）

広聴相談課の佐藤でございます。

本日、お忙しい中、ご出席いただき、大変ありがとうございます。3回目の委員会となりますが、本日もよろしくお願いいたします。

昨年の第1回、第2回の委員会では、委員会の趣旨、方向性を説明させていただき、あわせて市民意識調査の質問項目についてご議論いただきました。ご議論いただいた内容を踏まえまして、昨年11月22日から12月13日までの3週間を期間といたしまして、人権に関する市民意識調査を実施いたしました。本日の会議は、その結果を報告するとともに、分析結果につきまして、意見交換させていただきたいと考えております。また、今後の予定についても、詰めさせていただきたいということで予定しております。皆様からは、昨年を引き続きまして、専門的なお立場から、また市民の代表として活発なご意見をいただきたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

（司会：武者室長）

この委員会が公開するということは、前回同様でございます。よろしくお願いいたします。本委員会の傍聴に関する要綱に基づきまして、手続きいたしました結果、本日、傍聴者の方が1名おられます。よろしくお願いいたします。

また、今回の議事録につきまして、ホームページに掲載させていただきますので、録音させていただいておりますので、その旨、よろしくお願いいたします。

それでは、資料確認でございます。一番最初に、第3回委員会の次第になります。2枚目が席次表と裏側が名簿になっております。課長の場所が変わっておりますが、よろしくお願いいたします。申し訳ありません。あとは事前にお送りしております「人権に関する市民意識調査報告書」でございます。表示として資料2-1とさせていただいております。本日、お配りした資料です。こちらの資料が2-2となっております。簡単に要約したものでございます。一

番最後、資料3となっております。今後のスケジュール表となっております。皆様、不足ございませんでしょうか。

それでは、本日の会議は5時までと予定しております。これより、相庭委員長から議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(相庭委員長)

よろしくお願いいたします。皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、議事進行を務めさせていただきます。本日も、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

まず、議事ですか、最初の事務局からの説明でございます。3の(1)の事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：加藤)

市民相談室の加藤です。お世話になっております。本日も、よろしくお願いいたします。私から、資料2の説明をさせていただきます。

厚い冊子、資料2-1ですけれども、番号は振っておりませんが、資料2-1ということで報告書というような言い方をさせていただきます。

それでは、まず報告書なのですけれども、1ページをご覧いただきたいと思います。2. 調査方法というところになるのですけれども、調査票を皆さんからご審議いただくときに、お話ししましたが、新潟市民の方を対象に18歳以上の方3,000人を無作為で抽出しまして、郵送により調査を行いました。調査期間につきましては、課長から、先ほど話がありましたけれども、11月22日から12月13日までの3週間ということで、実際、業者のほうに委託しまして、その結果をとりまとめたものです。3. 回収結果なのですけれども、3,000件に対しまして1,467件、回収率が48.9パーセント、無効数が5件で0.2パーセント、それから有効回答数が1,462件48.7パーセントとなりました。前回、平成18年の調査なのですけれども、平成18年のときは、同じく18歳以上なのですが、2,500人を対象に調査を実施しまして、回収件数が1,301件52パーセント、無効数が5件、有効回答数が1,296件、最終51.8パーセントということになっております。今回は、回収件数は多いのですけれども、率としては若干下がりましたが、大体、いい数字がとれたのではないかと考えております。

2ページになるのですけれども、回答者の特性としまして、性別、年代別、地区別、職業別ということで表に記載してございます。平成18年実施の調査との回答傾向に大きく変化はございません。ただ、前回の回答では、男性が42.7パーセント、女性が53.1パーセントということでしたので、女性の回答率は4.3パーセントほど、少し上がったという結果になっております。

以降、報告書の構成といいますか、つくりのことになるのですけれども、3ページから184ページ、これにつきましては、各問の調査結果となっております。その184ページ以降に集計結果表ということで、数字が羅列された表となっております。そして集計結果の表の後に、昨年ご審議いただきまして、実際、調査を実施した質問の調査票がついています。各問の中に、その他意見というものがあるのですけれども、さまざまな意見があるのですけれども、その他の意見につきましては、それぞれの問の中の結果の中で、その他何パーセントというような形で表記されていますし、後ほどにも説明しますけれども、自由意見というところは179ページから183ページの中で、いろいろな内容があるのですけれども、それをこういったことというように形でまとめまして、件数を表示させてもらっております。

3ページから184ページの各問の調査結果についてなのですけれども、最初に各選択肢の回答で何パーセントというように形で表が出来ております。その次に全体としまして、回答結果の全体像や傾向のコメントが入っております。その次に経年比較として、今回、実施の平成25年のものと前回平成18年のものを比較したコメントが入っております。その次に、その他としまして、性別、区別、職業別回答傾向のコメントというように形になっておりまして、この区分による属性別の表が、その後についているというように作りになっております。

先ほど言った184ページ以降の集計結果表につきましては、調査票の中の17ページにあるのですけれども、性別、年代別、区別、職業別という部分を各調査項目の選択肢とクロス集計しているということで、少し複雑な表となっております。この結果の数値が3ページから184ページまでの報告書の中に反映しているというつくりになってございます。

今度は、本日、お配りした資料2-2でございますけれども、報告書は厚いものですから、そこからピックアップして要点をまとめるということで作ってみました。その中でも、平成25年と平成18年の経年比較に注目して作成した補足資料となっております。経年比較は同一人物、件数も3,000件と2,500件ということで回答数も違ってくるので、単純比較はできないというものの、傾向ということを見るうえで必要であると思いますので、報告書がまとめた経年比較のところをピックアップした形で、補足資料として作った資料になっております。

その資料2-2ですけれども、まず、左側から問ということで、この問は調査の間になっております。それから、質問内容が大括りの質問の内容ということで、報告書の中でも目次で調査結果の中で表記している、その括りでくくってございます。それから、報告書のページ、何ページからだということで記載させてもらっています。それから、経年比較の結果という欄がありまして、その内訳として、回答傾向の大きな変化がなかった項目の欄を設けました。それと、報告書の分析結果、長い表記もございまして、少し簡略した形にしたものをこちらに掲載しました。その隣、備考欄なのですけれども、報告書にある結果を見まして、事務局で考え

られるような追加記述としまして、備考欄の中に入れさせてもらいました。そして、その隣、分からないとの回答の、上昇率のパーセントというような欄を設けさせてもらいました。これは、全体的に、今回、分からないという回答が多かったかなという印象がありまして、そこに一つ注目したこと。それと、その分野で見たときに、人権意識に反映している部分かなということもございまして、「分からない」との回答上昇率をわきに出して、比較できるような形にしております。新たに設けたものや「分からない」という選択肢がないものは、ハイフンや新設というような形で表記させてもらっております。

具体的に説明させてもらおうと分かりやすいかと思ひまして、問1から問4の付問のあたりまで説明させていただきたいと思ひます。資料2-2と報告書を見比べながらということをお願いしたいと思ひます。

最初に、問1になるのですけれども、3ページになります。設問としましては、あなたは「人権」ということに関心を持っていますかということで、2-2では簡略して人権に関する関心という形にさせてもらっています。報告書では、結果として、円グラフで関心の度合いが表記されております。その下に黒い四角で、質問に対する大きな傾向といいますか、コメントが入っております。人権に関心があるが65.6パーセントと大半を占めているというような傾向が見られるということです。そして、全体というところが下にあるのですけれども、最後のところに人権への関心が比較的高いと言えるというようなことで結んでおります。その次が、経年比較ということになるのですけれども、経年比較では、報告書のほうをそのまま読み上げますと、平成18年調査と比較すると、かなり関心があるが1.6パーセント、少し関心があるが1.4パーセント、合わせて関心があるが3パーセント減少しているという記載がございまして。これで2-2のほうは簡略して、関心があるが3パーセント減少したというようにしてくくっております。報告書の4ページを見ていただきたいのですけれども、表がございまして、一番上の全体という表がございまして。上段が平成25年、下段が前回の平成18年ということでございまして。この分布といいますか、表の形を見ると、大きな変化がないといえば変化がないと言えるのですけれども、関心があるが3パーセント、先ほど言ったように減少しておりますけれども、関心がないが2.3パーセント、分からないが0.7パーセントと、そちらのほうも増えている傾向があります。その欄を含めまして、事務局追加記述のところに人権意識が希薄化傾向にあるのかというような疑問符で、事務局のほうで断定するわけにはいかないのですけれども、そういったコメントを備考欄のところに入れさせてもらった作りになっております。それで、大きな傾向に変化がなかったかどうかと言われると、それをかみ合わせてみると変化があるのかなということで、丸はつけていないというような形で、資料を作ってみました。

次に、問2です。報告書ですと6ページになります。6ページの設問は、あなたは「人権」

という言葉から何をイメージしますかという設問です。この表を見ますと、全体的に大体同じような形になっておりますし、回答率の高い順番にも大きな変化はございません。それで、資料2-2の傾向に大きな変化がなかった項目の欄に、丸をつけております。そのなかで、経年比較で、これが報告書の7ページのほうになるのですけれども、差別が平成18年調査と比較すると、回答傾向に大きな差異は見られない。上位5位を見ると、1位の差別が2.2パーセント、2位の憲法が6.3パーセント、5位のいじめが1.4パーセント上昇し、3位の法律が0.7パーセント、4位の社会的弱者が2.1パーセント減少しているということでございます。要約すると差別が1位で5割りを超えていて、また憲法が2位、法律が3位でそれぞれ4割を超えているというような形で2-2のほうは簡単にさせてもらっておりますし、差別が1位で5割を超えていること、憲法、法律というような部分がキーワードになってきますと、マイナスのイメージが強い、また規制するもののイメージが強いのかなということで、事務局追記記述でコメントを入れさせていただいております。

問3、報告書でいうと12ページになります。問としましては、あなたは、今の日本は「人権」が守られている社会だと思いますかということですが、こちらの資料2-2のほうで要約したところ読み上げますと、よく守られている、大体守られているで11.8パーセントが上昇。逆にあまり守られていない、守られていないがで14.6パーセント減少するが、未だ3割を超えているという現象になっております。それで、守られているの上昇、守られていないの減少から単純に見れば、事務局追加記述のところでも2行目になりますけれども、人権教育・啓発推進が推進されていると言えるということで、単純には言えるのですけれども、分からないという項目も2.8パーセント上昇しているということがございますので、守られているという意識が強い反面、人権意識は希薄になっているというように取ることもできるかなということで、※の注記を付記しています。

問4になるのですけれども、報告書でいうと16ページになります。こちらの設問は、あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますかという設問です。これについて、今度は付問があるので、それを受けて、どのような人権侵害を受けたのか、だれから人権侵害を受けたのかということが20ページ、22ページというようになっております。こちらのほうでは、結果的には前回調査と同様に、企業のほうの人権侵害が高い比率になっているというようなことになるのですけれども、設問の中に分からないという設問はないので、資料2-2のところのわからないとの回答の上昇率欄にはハイフンという形で横線が引いてあるというふうなつくりになっております。それ以降、事細かに説明すると時間の関係もございまして、あくまでも一つの目安として作った資料ですので、簡単に、特に目についた部分だけ説明させていただきたいとおもいます。

問 6、報告書の 28 ページ、日本の社会には、人権にかかわる課題がいろいろありますが、あなたはどの人権問題に関心がありますかという設問ですけれども、この中で目立つのが、前回平成 18 年のときに 8 位だったインターネットが上がってきているということが一つポイントになっております。

それから、問 9、報告書の 47 ページ、あなたが、「子どもの人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですかということですが、ここにつきましては、前回 2 位の子ども同士のいじめが 10.6 パーセントと大幅に上昇し、前回 4 位の性犯罪被害者が 10.8 パーセント減少し 7 位に下がったというような内訳がございます。資料 2 - 2 のほうで追加記述しておりますけれども、子どもへ人権に対する教育啓発が推進されてきたこと。加えて、マスメディアによる報道が影響して、全年代で子どものいじめの回答が上昇したと思われるというようなコメントをさせていただいております。傾向として、全世代で高い関心があるというところが見られます。

それから、問 16 になるのですけれども、報告書の 86 ページになります。こちらは同和問題の関係なのですけれども、問 15 において前段で同和の問題の認識を日本社会で聞いているのですけれども、今回は新設という形で、新潟県のことについて聞いた項目です。この結果から、問 15 のほうの日本社会に対して知っているということは 55.9 パーセントであるのに対して、新潟県では 23.4 パーセントと大きく差があるということが特徴になっております。身近な問題としての認識に差があるのだということが、一つの特徴になっております。

問 23、報告書でいうと 115 ページです。設問では、あなたは、外国籍住民が地域で生活する上で、特にどのような点で「外国籍住民の人権が守られていない」と思われますかという設問です。前回の 1 位から 3 位が減少しまして、前回の 4 位から 7 位のじろじろ見たり、避けたりすること、住宅への入居困難、差別的な発言や行動の 3 項目が、約 10 パーセントと大幅に減少したほか、全体的に回答が減少傾向となっております。この事実の記載に加えて、分からない回答が 8.7 パーセントということで上昇しまして、全体でも 24.5 パーセントと高回答率になっております。少しずつ外国籍住民の方が身近な存在に感じられるようになってきたということなのかと、今、少し疑問視はあるのですけれども、一応、そういったコメントを入れさせてもらっております。

問 25、報告書でいうと 127 ページ、設問は、あなたが、「H I V 感染者等の人権が特に守られていない」と思われるのは、どのようなことですかということなのですけれども、前回、4 位の分からないという回答が大幅に 13.7 パーセント上昇して 1 位になってしまったという結果になっております。これを受けて、追加記述ですけれども、この分野について、啓発が少し低迷傾向にあるのかなということコメントしました。

そして、今度は問 27、報告書でいうと 139 ページです。新潟水俣病の関係です。こちらにつきましては逆なのですけれども、前回 3 位の偏見を持つことが大幅に 19 パーセント上昇しまして、前回 1 位の患者が十分に救済されていないことが 8.2 パーセント上昇して 2 位、前回 2 位の分からないが 5.1 パーセント減少して 3 位と、上位 3 位が入れ替わったという形になっております。唯一、分からないという項目が減ったという項目です。それらを兼ね合わせますと、水俣病の啓発の関係が徐々に進んできている結果かなということがうかがえるということでございます。

それから、問 29、問 30、インターネットの関係です。152 ページ、158 ページということなのですけれども、ここにつきましては資料 2-2 のところで書いてございますけれども、1 位が 7 割、2 位が 6 割、3 位が 5 割と、いずれにしても高い回答率を得ているということで、かなりインターネットの普及に伴い、人権意識というものが高くなっている、関心があるということがうかがえるという、新設項目に対して高い関心率があったと言えるということです。

問 38、一番最後の設問になります。報告書の 184 ページになりますけれども、あなたがどういった状況の方と接点があったか、もしくは持ったことがあったかというところでございます。1 位が障がい者の方、2 位が高齢者の方、3 位が子どもの人権、4 位が女性の人権ということになっておりまして、従来のといえば従来なのですけれども、ここで今度は 5 位としてインターネットが入ってきていると。これらの関わりがあるというようなことが特徴になっております。

それから、資料 2-2 の 6 ページですけれども、これについては、自由意見でございます。全体件数からすると、そんなに多いわけではないのですけれども、報告書でいいますと、少し戻る形になるのですけれども、179 ページになります。設問のところでは、さまざまな人権問題について、かねてから考えておられること、また、国や新潟県、新潟市などに対するご意見やご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。何でも書いてくださいというような設問になっておりますが、自由意見は、全部で 212 件ございました。内訳は、人権問題についてが 160 件、アンケート調査についてが 15 件、行政機関への意見・要望が 29 件、その他 8 件となっております。平成 18 年のときなのですけれども、自由意見は全部で 310 件ございました。内訳としましては、人権問題について 271 件、行政機関への意見・要望が 25 件、その他 14 件ということで、98 件の減となったということになります。資料 2-2 の 6 ページから 7 ページなのですけれども、自由意見について書いてある中身が全く、正直千差万別いろいろなことがございますから、それをとりまとめる、比較するということは難しいということになるのですが、どういったことを言っているかということをおおくりにしてあるのが、報告書でいうと 179 ページになっておりまして、例えば、一番多かったのが啓発や教育による意識改革が必

要ということで、今年度は20件の回答があったということになるのですけれども、そういった大きなところで着目して、比較することによって、関心のある傾向的なものがどういった分野であるのかということ、また新たに出てきている意見として、どういったことが上がってきているかということが見えるのかなと思って、それをまとめたのが6ページ以降の資料になっております。

人権全般については、一番上の表のところにありますように、今ほど言ったように、啓発や教育による意識改革の必要が、今回20件が前回は40件でしたので、まさに20件は減ったというような状況があります。6ページのほうについては、全体で減っているというような傾向になっております。2-2の7ページのほうなのですけれども、こちらにつきましては、逆に新たに出てきたものがあります。一番多いのは、福島に対する差別等についてということで、平成18年調査のときにはなかったものが、今回、上がってきて11件ということになっておりますし、同性愛者・性同一性障害者についてということで、これも前回、なかったのですが、5件ということで上がってきております。また、人権侵害を受けた経験ということで、これも5件上がってきているというような結果になっております。これらの資料を作っております、全体の印象としましては、順位の変動はあるのですけれども、大きな変化が少なかった分野が多いかなということ。ただ、その中でもインターネットへの人権問題の関心が高くなったということ。あとは、HIV感染者等に対する人権問題意識が気迫かなということ。逆に新潟水俣病に対する人権意識が、少し向上しているかなということ。あとは分からない回答率が増えたということが、全体の印象となっています。以上、長くなったのですけれども報告書から見られるところ、事務局でまとめたところでございます。あとは皆さんのほうで、こうだよ、ああだよ、違うのではないかということを含めまして、ご意見いただければと思っております。よろしく申し上げます。

(相庭委員長)

ありがとうございました。

(事務局：武者室長)

もう一つ資料はあるのですけれども、スケジュールなのに、これは一番最後ということで、申し訳ありません。

(相庭委員長)

まず、今の説明に対して質問を受けつけていきたいと思っております。その後、意見交換という形で進めてまいりたいと思っております。ただいま、事務局からのご説明がございましたが、これにつきましてご質問を取りたいと思っておりますが、どなたからでもけっこうですが、いかがでしょうか。まず、資料2の結果は事務局からのご説明もございましたので、こちらから質問を取っていき

たいと思うのですけれども、今、事務局の説明がございましたけれども、いかがでしょうか。

(室橋委員)

私のほうから何点かよろしいでしょうか。資料2-2です。

一つ目は、1ページ目の関心のある人権問題ということで、インターネットは今、大幅に上がったという話なのですけれども、私自身も整理がつかなくて、まとめながらどのようにお感じになったかだけ聞きたいと思っております。それは、例えば、女性への差別だとか、障がい者への差別ということははっきり分かるのですけれども、インターネットの場合、書き込みだったりとか、携帯の中で道具をどう使うかみたいなどころでの差別なものですから、そこから発生する被害ということで、多分、これから分析して、意見をまとめていくときに、そのあたりの配慮が必要になってくるのかと、私は、ずっと読みながら感じていたのですけれども、そのあたりまとめながら、何かしら感じたことがあれば、教えていただきたいということが1点です。

(事務局：加藤)

今、新潟市のほうでということになると、インターネットで啓発をしているということは、どちらかというと子どもさんとかの分野が中心になっておりまして、そこからということでやっております。ただ、大人の分野になるとどうかというと、なかなか規制の部分で考えますと、何かあったときには、法務局のほうに相談するとか、警察のほうに相談するというような形で、国全体の中での動きになっておりますので、ここはどういった形で啓発ができるのかということとは、課題にはなるかと思いますが、動きとしては国の流れの中で、一緒に啓発をしていかなければいけないのかなという感じでございます。

(室橋委員)

2ページ目の一番上、女性に対する人権侵害ということで、回答に大差がないと、私も見てそう思ったのですけれども、気になるのはむしろ、回答に大差がないということがどういう意味を持つのかという意味で、課題が固定化してしまっているといえますか、問題点が固定化して、なかなか解決の前身が図られないというように見たほうがいいのかというように見たものですから、そのあたりをまとめた事務局は、どのようにお感じになったのか。

(事務局：加藤)

回答に大差がないということは、回答率、同じ選択肢に対しての回答率がそんなに大きく変わっていないということと、順位も大きく変わっていないという意味で、大差がないというような表現をさせていただいております。

(室橋委員)

一番最後、5ページの38番、あなた自身の関わりというところで、今回、新設した設問でご

ございますけれども、1位が障がい者、2位が高齢者、3位が子ども、4位が女性ということで、比較的、対象者がはっきりしやすいといえますか、分かりやすい順番なのかとは思いますが、差別を解消していくための取組を進めた計画の中では、このあたりはむしろ打開していくといえますか、こういう傾向ではなくて、もっとそれぞれの差別について理解していかなければいけないのではないかとこのように計画書を作っていかなければいけないといえますか、そういう課題を提起した順番なのではないかと思ったものですから、まとめているほうとしてはどのようにお考えになったのか、感想だけでも。

(事務局：加藤)

そうですね、確かにおっしゃるとおりだと思いますし、固定したところで啓発をしているのに、まだこれだけの意識が残っているというような部分は、やはりこれからも啓発を続けていかなければいけないというようにとらえておりますし、新たな部分については、また新たな部分で取り組みをしていかなければいけないというように考えますし、そのように感じました。

(室橋委員)

最後、すみません。1ページ目の「どのような」人権侵害を受けたのかというところでございまして、報告書のほうは20ページでございまして、「ストーカー行為」「ブラック企業」など、マスメディアにより影響を及ぼしたのではないかとこの話なのですが、多分、これはこの中を見ていきますと、非正規雇用の拡大とか、そうしたことも含まれている内容なのかと思っております、必ずしもブラック企業、ストーカーという個別行為だけではなくて、社会的な階層の変化を反映しているものかと思ったものですから、その当たりも含めて。

(事務局：加藤)

その部分については、一括りにということではなくて、よく耳にする、マスメディアで報道されているところが、今、言った部分も含めて、よく耳にする報道が身近な職場ということで、当然のように、危惧が出てくるのかなというような意味でのコメントでございます。

(神林委員)

全体を今回のアンケートで集約されて、あとは行政の立場でいろいろな方とかかわっていて、アンケートとは別のところから来るような市民の方々の声とのギャップみたいなものはなかったですか。大体、一致している感じでしたでしょうか。

(事務局：加藤)

私も市民相談室が、人権啓発のまとめの部分といえばまとめなのですけれども、個別の分野につきましては、それぞれ分野の所管課がございますので、そちらでということになります。この調査報告書自体も、実はできあがったばかりの状態です。後ほど説明する予定でしたが、この報告書と本日、皆さんからいただいたご意見、そういったものを関係課、庁内で人権の会

議があるのですけれども、そちらのほうに流して、新たに作る計画のほうにも反映させていきますし、こういった声がありましたよということを伝えた中で、いろいろ検討していくということになっています。今段階では、できあがった部分なので、これをほかの部分とすりあわせはまだしていない状況でございます。

(相庭委員長)

ほかにございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、また気がつきましたらご質問をいただくということで、今度は、事務局から説明がありました。調査結果を見て、委員の皆さんがどうのご感想というとな変な話ですが、イメージを持たれたかといいますか、それをお話ししていただければというように考えています。自由にと言われても、ご意見が出ないと大変困るのですけれども、どうでしょうか。こちらから一言ずつ回していくというのも小学校の先生みたいで気が引けるわけですけれども、人権意識というのは、自分から自ら進んでやっていくということが、基本的人権のいろはでございますので、あまり小学校みたいなことをやっていけないので、ご自由ということで、お気づきの点、あるいは自分にとって専門的に得意な分野、あるいはご専門で相談を受けているみたいなどころもあると思いますので、全体というよりも、その分野だけでもけっこうでございますので、ご意見をいただきたいと思えます。どなたからでもけっこうですが、いかがでしょうか。厚いものが送られてきて、私自身も忙しいので十分ではなかったのですが。

(伊原委員)

意見というよりも感想めいた部分もあるかもしれないのですけれども、事務局のほうでまとめてくださっているのに、分からないという回答が全体的に上昇しているというところが、少し気になりました。気になったというのは、悪い意味で気になったわけではなくて、今まで人権問題があるとか、ないとか、はっきり問題認識を持たれていた方が多かった中で、分からない、現状どうなのだろうというように疑問を持ち始めている方が出始めている。つまり無知の知ではないのですけれども、そこからこういう機をとらえて人権教育などを効果的に行っていくチャンスなのかと感じました。ですので、この分からないという回答の上昇率、一見すると無責任な回答というように読めてしまうのかもしれないのですけれども、あえて建設的な評価をさせていただくのであれば、人権意識の高まりのようなものととらえて、これから積極的に人権教育を工夫していくやりがいがあるのかと思いました。

(神林委員)

関連してよろしいですか。事務局の方が、今回、分からないというところを取り上げてくださったのは、すごくいいなと思って見ていました。今、言われたように、これからいろいろ考えていくときに、分からないというところがすごく大事になってくるのではないかと、私も思

いました。

(室橋委員)

今ほどのご意見に全く賛成でございまして、あえて付け加えるならば二つあります。それは、分からないプラス特でない。これを合わせた数字が、多分、啓発の課題になってくるのだろうと思っています。それはどこに多いのかと思って見たら、20代にけっこう広がっているのです。そういった傾向も含めて、課題認識していく必要があるのかと思ひまして、一言発言させていただきました。

(相庭委員長)

分からないの扱い方というのは、大変重要だと私も思います。それともう一つ、出ましたけれども、年齢別を見ていただきたいのですけれども、4ページなのですけれども、最初にきたもので前から順番に言えるのですが、私は、少し驚いてしまいました。全体を見ますと、どうということかという、あくまでも私の見方なのですけれども、80代の方が関心がある、かなり関心があるというところに注目していただきたいのです。かなり関心があるというのは、人権問題ということである程度しゃべれるということなのです。少し関心があるというのは、無関心と聞かれたら、そうでもないというのは、少しに入るわけなのです。そうすると人権意識ということで、地域社会をある意味、引っ張っていく、潮流のど真ん中にあるものだと思ひて、それが一番強い力になっていて、牽引していくわけです。それを見ていると10代はゼロ。20代は8.4、30代が10.9、40代が11.6になりますと、このまま移行していくと恐るべき社会が想定できるわけです。それで、今日の例えばヘイトスピーチは、新潟はさすがにありませんけれども、関西のヘイトスピーチなどの暴動、あるいは私の見た場面などだと、乳母車に子供を乗せてヘイトスピーチに参加するお母さんたちがいたり、あるいは中学生が大阪のある地域の名前を名指しして皆殺しにしろというのです。これはアメリカで放送されました。若い10代、20代、30代、40代の人たちも人権関心が低いということと、それから分からないという人々は、いい意味にとらえれば、これから啓発の対象になるのですが、とらえ方を間違えると、分からない人たちがそちらに流れていくのです。それで、もう一つ考えられるのは、70代、80代の方々というのは、ある意味、安保闘争世代なわけです。だから、学園紛争であるとか、今の人権問題とか、在日外国人の問題とか、部落の問題とも、この人たちがいる意味で牽引して、人権制度というものを作ってきた世代なのです。そういう世代に対して、20代、30代、40代という世代の低さというのは、その遺産をもしかすると崩してしまうかもしれないという危機意識があります。となると、学習をする人たち、つまり学習ターゲットという対象を想定して政策を展開していく場合は、やはり10代から40代まで、人々にどのくらいきちんと学習を載せるかということは、すごく大事だと思います。

それから、女性問題にあまり変化がないということの指摘がありますが、できなくはないのですけれども、私などが見ると、実は30代、40代は女性の方々の言葉で、婚活がありまして、婚活というのはご存じのとおりですが、その前提に、こういう表現は、この場でいいかどうか分からないのですが、やや生活が保守化しているといいますか、ものの考え方が、今までは女性解放で自立、共働き、そして働く権利ということを前に出してきたのですけれども、それが戻って、家族制度に、新しい家族ではありません、古い意味における家族制度に戻ってきているという傾向を出しているのかなと思うのです。そうすると、人権意識について、例えば、男性よりも女性の低いというのは、説明がつくのです。そういう傾向が出てくると思いました。そういうことを考えると、分からないの上昇率というものをどのように位置づけていくかということは、報告書を出す上で、行政の非常に重要なポイントになってくるのではないかと思います。私のほうからそういった感じです。伊原委員から出された分からないの審議ですが、大変おもしろいといいますか、重要な指摘だと思いました。ほかにいかがでしょう。何でもけっこうです。

(高橋委員)

私は、学校の教員をしておりますので、やはり気になるところが子供の人権に関するあたりです。ああ、やはりそうだなということで、子供のいじめに関することについては、経年比較で10.8でしたでしょうか。平成18年調査と比較すると、子供同士のいじめが大幅に10.6上昇し、1位に上がっているということで、やはり関心の高さ、そしてまた今、学校現場で起きていることについての学校の職員としての責任の重さを感じる所でもあります。さらに自由意見の中にも、学校教育をしっかりしてくれという人権について、最初に学ぶべき場として、皆さん、考えていらっしゃる。そして、期待を寄せられている。その期待にどう答えていくかということが突きつけられたなという感想を持ちました。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。学校教育から出されたのですけれども。

(田邊委員)

感想でよろしいですか。だれから人権侵害を受けたのかという、人権侵害を受けた場合の対応です。私は、人権擁護委員をしておりまして、2.3パーセント減少しとありますけれども、横ばいのような気がするのです。減少しているという感覚はありません。

それから、インターネットの関係ですが、確かに子供から教育ということは正解だと思います。大人が全然分からなくて、子供からの相談を受けたりしていますので、大人の教育と両方いるのではないかと思います。

(相庭委員長)

学校教育に関しても、インターネットの侵害で、僕もこういう立場にいと随分書かれるのですけれども、だから2ちゃんねるで有名人ですから。少くくらいではへでもないで、応援メッセージだと思っ流しています。やはり子供たちの文書というものをじっくりと教える機会というのは、先生に余裕がないのではないかと思っのです。一つ何かという、ものに書いてもらおうということは、口で言われて重いじゃないですか。例えば、今日、よくできたねとほめられるよりも、賞状をやったほうが子供たちは重いわけですよね。それが毎日、国語の作文とか、文書に書いて読み取ったり、それからものを書いたりということがスキルとしては、すぐ教育されると思っのですけれども、それが他人に対してとか仲間、あるいは親子、後輩とか、そういう人々に対してどのくらの影響力といっますか、破壊力を持つかといっことにっいての、おそらくそこの協力が弱いのだと思っのです。

だから、例えばなぜそいっことを考えるかといっると、理由は、部落問題を研究していますと、部落差別のときに差別用語といっのがあるまして、ご存じのとおりでございますけれども、被差別部落に対しては穢多（えた）だの非人だの言っ。そうすると、勉強してない人から見ると、江戸時代なり、階級社会の下層にいた人たちの身分を表現する言葉で、その程度なのです。だけれども、現実のこの社会の中、おじいちゃん、おばあちゃん、あるいはひいじいちゃん、ひいばあちゃんが生きてきた歴史の中では、それは同時に死刑宣告くらのすぐく厳しい言葉として突き刺さってくるのです。そいっ自分が発した言葉の軽さと、相手を受け取った言葉の重みといっもののギャップといっものを部落解放教育といっのはけっこうやってきたのです。けっこうがんばってきたのです。だけれども、やはりそれは特別な場合だといっように、部落があるからやるのだといっ形で、できればなるべくやらないといっような形で、教育現場、日本全体でそなのですけれども、そのようにやってきた傾向があったのです。今もあると思っていますけれども。

そいっ中で、国語教育とかあるいは表現の教育にどれくらくきちんとして踏み込めたかといっことが、今、出てきているのだらうと思っます。だから、インターネット上も軽く、多分、言っほうはすぐく軽く書くのだと思っのです。だけれども、受け取るほうは、ものすごい重みを持って受け取ってしまう。だから、メールなどもそなのですけれども、よくやるのですけれども、では今日、頼むねとか言っけると、僕らもいつもいいですよ返事するので、最近、返事も書かないのですけれども、頼まれると仕事がいっぱい来るじゃないですか。そのいいよといっ返事をしてしまうと、もうそれで1時間か2時間、自分が拘束されるのです。そんなこと分かっているのかと思っわけです。それが、すぐく軽くなってしまっ、電話だと声が濁るとか、直接だと顔が曇るとかですごく分かるのだけれども、メールとか、インターネットはそくなってしまうのです。だから、その重さといっものを早くから教えなければいけないうのだらう

うと思うのです。だから、学校教育でやれといっても、学校の先生はパンクしそうなだけでも、そういうところを押さえた教育のあり方に、少しシフトしていく必要があるかなという意識を持ちます。もちろん、今までやってきているのですけれども、もっと意識した教育をしていく必要があるのだらうという気がしました。

ほかにいかがでしょうか。

(室橋委員)

私から一言いいでしょうか。

今ほど、田邊委員から人権擁護委員の相談を受けても横ばいだと。多分、そのとおりだと思うのです。事務局がまとめました1ページ目には、増えているというような書き方をしていますが、実際、24ページを見てみますと、例えば、人権擁護委員に相談するというのは、どれだけ減ったかという、1.7パーセント減っただけなのです。それから、警察に相談するというのが増えていますけれども、実は1.2パーセントだけ増えたのです。むしろ気になるのは、一番上の身近な人に相談するということが10パーセント増えているのです。つまり我々が課題にしなければいけないのは、どういう身近な人を作っていくのか。相談に対応する我々がどう身近な人を想定して、相談に乗る体制なり、全体を引っ張っていく、人権を引っ張っていく体制を作るのかということ課題にしなければいけないという結果ではないかと。そこを見なければいけないのかと思ったものですから、一言、発言をさせていただきました。

(神林委員)

23ページのところの人権侵害を受けた相手の資料がありますよね。これを見ていくと、受ける相手がより身近になっている感じがするのです。家族、親戚だとかが増えてくるとか、地域でのストーカーがあるとか、一方では、今までは企業ですとか、きちんとしたところで、例えばセクハラの対策などを取っているけれども、こういったものがそういった組織だったところではない、もっと身近に移ってきているといいますか、ある部分、解消されていて、そちらのほうの問題視されるようになってきているのか、どちらか分析はまだ分からないのですけれども、全体的に見て、身近になってきているなという気がします。ですので、そういった部分をよく見ていかななくてはいけないかなという感じがしました。

(伊原委員)

今の身近な関係性の方からの人権侵害が増えてきているのではないかということに関係するのですけれども、17ページ、問4の設問がありますが、自分が人権侵害を受けたと思ったことがあるかという質問に対して、比較的若年層といいますか、10代、30代の受けたという経験が多いのです。その一方で4ページ、先ほどの話に戻りますけれども、人権ということに関心を持っているかという質問に関しては、若年層のほうは圧倒的に低い。自分が人権侵害を受けた

という意識があるのに関心は低い。高年齢層に関しては、自分は人権侵害を受けたということの意識が比較的低い割に関心は高いと。このギャップがどういうところにあるのかということ、は、少し気になります。一つの推論なのですけれども、私は弁護士として働いてきて、いろいろな方とかかわってきたと思うのですけれども、若年層というか、20代、30代、40代の方々は自分の生活で手いっぱいなのです。明日、住宅ローンの引き落としに間に合うかどうかとか、若い人であれば、明日の課題はどうなるだろうとか、そういう目の前のことでいっぱい、いっぱい。ですから、自分が受けた人権侵害というのは、おそらく多少、敏感な部分があるのだと思います。

ただ、関心は自分の周りくらいなので、世間全般的に、概念として人権問題に関心があるかと言われると、それどころではない。あまりこのように意識したことがない。社会的に運動に参加してみようとか、そういうところまでも関心を持ってやっていないという方が多いのかと、あくまで推論ですけれども、そういう感想を抱きました。

(相庭委員長)

僕などはもう少し冷たくて、人権侵害を受けたのと言われて受けたのです。受けて学習したのだけれども、何を学習したのかというと、それを訴えてもだめだということを経験したので。関心を持たない。だから、勝てると人権問題に確実に侵害を受けたとなればある種、持つのです。ちょうど、いやなことがあると忘れてしまう。だから、関心があるかというとならない。だけれども、受けたことがあるのといったらあると。また、部落問題ですが、被差別部落の問題もそうですが、闘って考える人と、寝た子を起こすな論のほうに入ってしまう人もわけです。忘れてくれ、俺たちのことは放っておいてくれという人がいるわけです。それと同じように、例えば、女性問題もそうなのですけれども、あなたががんばれるよと言っても、どうせ女だからだめなのだといって、明らかに自分が就職で不利益だということは分かっているのだけれども、ではそれを突破してがんばろうかというようになるすると、勝てるという表現は悪いけれども、うまく克服するという論理と経験と、それを支えてくれる周りの制度がないから逃げてしまう。だから、関心あるといったら、ないない、かかわりたくないのだというようになってしまうというように、僕などはけっこう冷めているのです。

(伊原委員)

私もそれは同意見です。人権侵害を自分が受けたというような認識があっても、もちろん人権侵害として訴えるところで解決できないと意味がないというように、実際に自分が救済を受けることにならないというように分かっているというよりもあまりいい表現でないかもしれませんが、やっても無駄だしというあきらめが先に立っているということもあると思います。おっしゃるように感心としてはないというアンケートですね。

(相庭委員長)

そうですね。もし、その仮説が成立しているとする、この問題は行政と社会の責任なのです。

(小林委員)

言葉が少し乱暴なのですが、弱者の人権はないがしろにされていても、強者といえますか、強い者の人権がクローズアップされて、強く優位に立たせられているということが、この話からは何となく感じられるようになってしまうのですけれども、どうでしょうか。

(相庭委員長)

弱者と強者というのがよく分からない。

(小林委員)

そうです。だから平等にあるものなのですけれども、声を出して言える人には、こう有利に働くのですけれども、言えないで結局、泣き寝入りしてしまうような人にとっては、あまり守られないというか、結局、あきらめなければいけなくなってしまう状況にあるのかと思うと、それは絶対によくはないことなのではないかと。

(相庭委員長)

そうなのです。それは、社会の問題なのです。だから、窓口を分かりやすくするであるとか、もう一つは相談が身近な人であるということ。これはまじめに考えるととんでもない問題であって、本来であれば人権相談窓口とか、あるいは弁護士とかいらっしゃいますが、そういう専門的なところに入り込める、そんなに人権侵害を受けている人たちは侵害されると、主体的に弱くなってしまいます。もう本当に自分自身はだめなのではないかというくらい元気がなくなってしまう、だめになってしまうのです。そういう人たちに少しでも、ここへ出てくればいいよとか、ここに行ったらいいよとか、あるいは自分で情報を得て、では行ってみようかなというようなことになるように、エンパワーメントできるような施策が必要なのだろうと思います。人権侵害を受けていると思っているのだけれども、相談窓口は隣近所というのは、そこから先に出ないということですから。これは実態としては、かなり高い問題を出しているのだろうと思います。

(田邊委員)

人権委員として、今の言葉はものすごく啓発という部分でまだまだということをしみじみ感じました。

(相庭委員長)

その点は、やはりあるのです。これもまた法化社会とかいろいろ言われているのですけれども、自分の問題は自分で解決するのだというように思っています。それが強すぎるのです。

やはり追い込まれて、苦しい立場の人たちというのは、自分で解決できないから追い込まれるのであって、やはりそこはちゃんとした窓口があるということ、それからそこに行って不利益を被らないということ。それをきちんと広報する必要があるとは、私は考えています。

(室橋委員)

実は私、今もそうですけれども、町内会長を15年もやっているものですから、さまざまな相談なども身近なものですから来るわけです。人権問題についての相談もやはり来るのです。果たしてこれでいいのかということを感じました。本来であれば、その機関を紹介しながら対応していますけれども、ただ、それが例えば、こういった問題をどこに相談すればいいのか、みんな分からないのが実際ですから、そういった意味では計画的に、みんなにいろいろな方については、このようなところに身近な相談の窓口がありますよということをきちんと知らせる仕組みみたいなものを作っていく。多分、そのための計画だと思うのです。身近な人については、どういう身近な人を、どのように想定して作り出していくかという計画の内容にしなければいけないのだろうということで、そういった意味で発言させてもらったのです。

(相庭委員長)

難しいのですよ、身近な人って。身近な人の相談だと、どうせだめでしょうとなって気持ちの問題になってしまうのです。いかがでしょうか。まだいろいろあるかと思うのですが。

(渡辺委員)

先ほどから出ている、関心を持っているかどうかというところで、5ページになるのですけれども、職業別で、公務員・団体職員というのは、日ごろ、そういったことにかかわっているので割合が多いのかと思うのですけれども、着目したいのは下から二つ目の無職というところで、かなり割合的にも高くなってしまっていて、こういうことを言ったら失礼ですけれども、日ごろ、お考えになる時間があるということもあるかもしれないのですけれども、実際、職についているときに被害に遭われているというか、不利益を被って退職せざるを得なくなったという境遇の方とか、先ほど、あきらめるとかという話がありましたけれども、見通しがなくなってあきらめて、退職をなさっているという方もいるかと思ひまして、私どもも、一応、微弱ではあるのですけれども、何でも相談をやっているものですから、人権の相談はあまり多くはないのですけれども、こういった大変貴重な資料をいただきましたので、こういったところで今まで以上に真摯に向き合って、対応していかなければいけないなという感じでございます。

(伊原委員)

今の渡辺委員のご意見に対して、基本的に反論するものではないのですけれども、無職38.4パーセントですが、かなり関心があるという率を見ますと、大体70歳代、80歳代の方の数字とほぼ一致してくるのかなと思いますので、そういったことがよく表れているのかと思ひまし

た。

(相庭委員長)

職をリタイアしている方々の意見が出てきます。それより、渡辺委員の意見とすると、そういう受け取る形でいうと、パート、アルバイト、フリーターの問題のほうが深刻なのです。実際に不安定労働で、厳しい労働条件にしながら、人権について関心率が低いということのほうが問題なのです。ほかにいかがでしょうか。

僕は部落問題が気になるのですけれども、新潟県は、こんなに全国から遅れていていいのですか。室橋さん、どう思いますか。深刻に反省する必要があります。

(室橋委員)

新潟は政令市になって、それなりの都市の規模ができて、拠点性ができて、大きな企業の支店などもどんどん来るようになって、そういった意味では、流入してくる人たちも随分大勢います。そうなってきますと、どういう方が来ているかが分からないくらい大勢来ていますから、当然、部落出身の人たちも大勢いらっしゃるのだらうと思います。ところが、あくまでも地区があるとか、関西のように地域が限定されているというイメージのほうがあまりにも強すぎて、隣にいる方が、被差別部落出身者ということをなかなか気がつかない、そういった状況があるのではないかということ、ずっと私ども人権センターとしては、指摘をしてくれているのですけれども、そういった結果かなというように思っています、小さな部落しかないということが現状ですから、そういった意味では、なかなか分かりづらいというところがあるのだと思います。計画の中で、きちんと啓発すべき課題になってきます。ありがとうございました。

(神林委員)

同和問題で、私も現場で子供たちと一緒に数年前までやっていたことを考えて、91ページのところのだれから、いつ、初めて知ったのはいつかということ、30代、40代の方で、小学校入学前という方があるということ、だれから聞きましたかということ、初めて知ったきっかけはということ、95ページの10代、20代、30代がかなり家族から聞いたということが高いということが現実なのだということ、このアンケートで思い知らされましたし、だからこそきちんと啓発していかなくてはいけないなということ、改めてこれを見て思いました。

(相庭委員長)

私自身が心配しているのは、インターネットの2ちゃんねるをはじめ、部落問題がすさまじいです。まともに読めないような内容のものがものすごく書いてあるわけです。ここでも話せないような内容が出ていますが、それを子供たちがネット上で見るわけです。親にその話をして、親にちゃんとした知識がなければそのようになって、そして今度はどうなのかというと、青年期になりつきあいが始まるとけっこう問題が出る、あるいは就職問題が出る。自分が管理

職になったときも、人事採用の問題が出る。そういうことが出てくると。古い時代の遺産などと気楽なことを言われてはなくて、現実的な差別問題について減少するわけです。だから、きちんとした知識を教えて、そういう問題にぶつかっても負けないというちゃんとした知識を身につけさせておかないと、この問題はますます悪化して広がっていく可能性もあるという考えです。そういう意味では、23.4パーセントというのは、恐るべき数字だと思いますので、民間の私たちもがんばりますけれども、行政もがんばって啓発していただきたいと。本来、部落問題というのは、21世紀に残さないとやってきたのですが、がんばる必要があると思います。

(小林委員)

学校の授業で教わったが、5パーセントまで減ってしまっているのですけれども、やはりあまり扱わなくなっているのでしょうか。

(高橋委員)

そんなことはありません。ほかからも得ているということなのではないでしょうか。学校としては、副読本があるのです。それを使って、必ずやると。そして、職員研修も必ずやると。

(小林委員)

子供側にとってはすごく印象が薄いような感じに、多分、自分には関係ないと思って抜けているところがあると思うのですけれども、その辺の印象の付け方というのが大切なのかなと。

(高橋委員)

そうですね。あとは、個々の指導力に任されている部分もあるのですけれども、確実にやることにはなっていて、それをどう子供の心にしみ通らせるかというあたりは、本当に大事です。それは何かというと、指導者側の意識だと思うのです。「はい読んで」、「はい、ここ何ページ」、みんなで順番に一文ずつ読ませることがあるのですが、「はい読みましょう」、「感想は？」で終われば、何も残りませんよね。

(小林委員)

指導者側の指導も大切だということですね。

(高橋委員)

そうですね、指導者の意識が非常に重要な問題なのだという形で入ると、全然違うと思うので、それには職員の研修と学校の管理職がどう考えているかというあたりが重要だと思っています。

(小林委員)

20代の関心が低いわけで、その方々がもし教員で教えられるとしたら、やはり意識も薄いものになるということになりますよね。

(高橋委員)

そういうことになりますね。

(神林委員)

そうならないように、副読本とか一生懸命作ったのですけれども、やはりそれがまたこなすだけになってしまうという、高校までずっと見てと思ったのですけれどもなかなか。どこに書いてあるか忘れたのですけれども、自由意見か何かで人権問題を学校にだけ押しつけないでほしいみたいなことを書いてあったので、学校だけではだめなのだなということをつくづく感じるのですけれども、学校だけでだめだとなると、地域とか、どのように教えていくような、やはり先ほどから出ている場面が、何が必要なのかということがとても感じられて、そこが一番難しいと思うのです。

(高橋委員)

確かにそうですね。今、ちょうど年度末なので、学校関係者とさまざまなコミュニティ協議会だとか、いろいろな地区の会合があって出ていくと、やはりみんながつながる必要があるということを強く感じるのです。単独にどこかだけが一生懸命やってもだめなわけで、みんな目指しているものはすばらしいのです。ですので、つながるということと、今、どうしても家族主体で、非常に小さな集団なのです。そして、地域の何かイベントがあっても、皆さんなかなか出ていかない。そうすると、その家族の感覚で育つという現状が強いなと思ひまして、やはりどうやって人と人をつなげていくかということがおもしろくもあり、難しい部分ではないかと思っています。

(相庭委員長)

高橋先生がおっしゃった家族が難しいというのは、女性解放運動の歴史をひもといてみますと、家族の中の絆ということもあって、それに対して、実は家族の中で、女性が朝早く起き、子育てをし、そして収入がないといってドメスティックバイオレンスもあると言われても、露命をつなぐ道だとか、あるいはそれは当たり前なのだと教わってきたわけです。ところが女の人たちはつらくて、苦しい人たちが、横を見ると自分たちだけではないと。隣の家族もみんなそうではないかということで、女たちという表現は分かるのですけれども、家族の枠を超えて手を取ったのです。それが女性解放運動のうねりに成長してきて、女性の人権というものが出てくる。それから、働く女の人たち、一応、最後は専業主婦という層と、働いている女の人たちの層との断層が一時あって、それで働く女の人たちの労働権を優先する人たちに対しては、働かない女性たちについての断絶みたいなものがあったのですが、運動自身は、そこからだんだんと手を結ぶようになって、女性一般論として置かれている社会的地位はということでやってきたのです。そういう意味では、家族の枠組みというものを超えた地域性といえますか、論理性と言うのでしょうか。抑圧の共同体と言いますけれども、抑圧された共同体がこうなって、

初めて一つのうねりを作っている。ところが、今日を見ていると、家族に逆にみんな引っ込んで来ているのです。だから、部落問題などを見ているとそうなのですが、同和問題とか、被差別部落の問題であるとか、あるいは表現は悪いけれども、先住民族の問題とか、外国人の問題。すごく難しい歴史的、社会的に問題を持っているのだけれども、そこからみんな退却してしまっていて、自分たちの家族の中に集まってしまっているのです。そこに愛とか、絆とか持ち込むと、やはり家族の絆だとなってしまうと、それで本当に仲間同士が苦しんでいるのだとか、同じ立場の人がいるのだということが見えなくなっているのです。それをどのように、なるべく地域で扱っていくかということが大事なのだろうと。先ほども言ったけれども、人権の相談が身近な問題だとなってくるときにすごく心配になって、むしろ行政のほうから、困った人は行政に言ってください。あるいは人権相談員に言ってください。地域の人権相談員に話して、みんなで苦しみを共有させて、そして変えていきましょうといううねりになっていくようにしていくということが、今後の行政の方向だと思うのです。そこがいまいち。だから、家族というのは聞こえがいいし、絶対にそこは大事なのですけれども、でもそれは諸刃の剣で、要するに引きこもるための防衛になってしまったりするのです。そこが難しいところだと思います。高橋先生がおっしゃったとおりです。

(室橋委員)

前回の調査が平成 18 年で、実は新潟市が政令市になる前なのです。政令市になって何が大きく変わったかというのと、今の家族の話に直接入ってくるのですけれども、実は自治会がそれぞれあって、それが今度、コミュニティ協議会という形で再編成されまして、今まで自治会長は大いばりできた。地域のボスだと。ところが安穩としていられないのです。コミュニティ協議会の何とか部長というものをさせられるものですから、その地域の中で力量が試されるわけです。何もできないという話になるわけです。そこでこれまでの地域組織がある意味では分解して、再編成されている時期でして、それが何につながっていくかというのと、家族というものに、外からのいろいろな刺激が与えられるわけですけれども、それが当面、学校だったり、保育園だったりというところでの刺激を当然、我々も期待するのですけれども、もう一方で、地域の刺激というものを地域の教育力みたいなところでの刺激というのは、当然出てくるわけで、そこも大いに期待しなければいけないところだと思うのです。そういった意味で、大事な家族をさらに質を高めていく。ステップアップさせていくための刺激としての学校だったり、保育園だったり、地域だったり、労働組合だったり、さまざまな社会団体だったりということになっているわけですけれども、その動きがちょうど政令市移行後、少し地域的には再編成されているというところの違いが、多分、今回の計画の中で重視されなければいけない点なのかと思っております。行政に対して、どういうところが要望されなければいけないのかということに

なるわけですがけれども、部落問題についての関心がぐっと低いという結果が出ていまして、や
やもすると記憶の中から消えていくということを期待する動きも当然出てくると思うのです。
ところが、実は、私は親父とお袋が亡くなって、相続のときに、戸籍抄本、謄本みんな原戸籍
も全部含めて出さなければいけないものですから、全部見ました。事細かに丁寧に記録されて
いるわけです。記憶はなくなっても、記録はしっかり行政のほうで管理していただいて、それ
が基本になって、戸籍主義で日本の社会は動いているわけですから、そここのところの記録がな
くなれば、部落問題がなくなるという誤解だけはきちんと解いていくという立場に立たなけれ
ばいけないのかと思っていまして、そういった意味で、今、発言させていただきました。

(相庭委員長)

ほかにいかがでしょうか。お気づきの点があれば何でも。行政のほうにお伺いしたいのです
けれども、地域別の統計が出ていますけれども、この地域別の統計を見られて、どのような印
象を持ちますか。そんなに差はないとは思っていてもいいと思うのですけれども、全体的に東
区とか、秋葉区系がへこんでいるのです。これはどういう理由ですか。

(事務局：武者室長)

先ほど、室橋委員からも話がありましたけれども、平成 18 年度は合併前でした。このたび、
合併後になったものですから、その区の差も見てみようということで、そこに実際、意識的な
差があるのかということで見えて、挙げてみました。項目によってももちろん差異はあるわけ
なのですけれども、それはまたすべて分析しているものではなくて申し訳ないのですけれども、
その中で多少の生活基盤の違いみたいなものもあるかもしれませんし、そこはなしで、行政側
でいろいろな事業をやっているわけですから、そこにてこ入れしながら公平に、各区でもって
同じような罰則をあげているという言葉が悪いかもしれませんが、そういった形をとってい
っているわけですので、このたびの調査の結果では、今のところ、またそんな大きな差はない
のかと。ただ、詳細を分析する中では、差はもちろん出てくることとは思いますが、今の
ところ深く分析していないものですから、申し訳ありません。

(相庭委員長)

私個人として、江南区が大変完結しているように言えて、どうしてなのかという印象を受け
たものですから、その辺、お伺いしてみました。

ほかにいかがでしょうか。どうでしょうか、何でもけっこうです。

(室橋委員)

高齢者のところで少し気になったところがございまして、65 ページからずっと表が出ている
のですけれども、大したことではないのですけれども、高齢者が自立して生活しやすい環境に
するとための必要なところがぐっと下がっていまして、これと同じように、その下のほうに高

高齢者に対する人権侵害の救済策を充実させるというところがぐっと下がっています。ひょっとして、高齢福祉の取組が進んできていることだけではなくて、高齢社会になって、いわゆる高齢者と言われている層がさまざまな社会教育活動だとか、自分たちの思いを自己実現できるような場みたいなものに、かなり移行し始めてきておりまして、そうした一定、政策的に保証されてきたという結果が、ここに生まれてきているのかと、正直言って思っています。それがもう一方で、地域的に見ますと、高齢者の問題の意識のところでは、江南区のところが少し問題意識が下がっているところがございます、そこにふれあいセンターがあったりとか、高齢者の取組の拠点があったりという関係があって、施策自体が地域的な充実感みたいなものがそこにあるものですから、そういった結果が出てきた、いわば八つの区による違いみたいなものが、ここで少し反映しているのかと思っております、そういった意味では、一定程度、バランスのとれた人権施策を我々、計画の中で目指していくという課題にもなっていくのかと思っております、一応、そのような関係がございます。

(神林委員)

高齢者に関して、ここで今、高齢者と一括りの言葉で言われていますけれども、その中にもいろいろな立場の人がいるということを忘れてはいけないと思います。上から三つ目の地域でケア体制を充実させるということが、少し増えています。そういった方たちは、かなり支援を必要とされる方だと思うのです。そういったところも一括りにしないで、中をきちんと見ていかないと落とし穴にはまるかなという気はしました。

(相庭委員長)

僕はどちらかというと、高齢者の就労支援というものを、もっと障がい者と高齢者についての問題関心というのは、さまざまな段階、年齢もあるのですけれども、基本は就労支援がまず存在して、自立して働けるということがすごく大事だと思うのです。働けるのに60歳で退職してとか、そういう制度が、今は65歳になりますけれども、でも幅がありますよね。60前から高齢者になってしまったという感じで、働く気のない20代の若者もいれば、65歳を過ぎて、この人は本当に年を取っているのだろうくらいがんばれる人がいると。それを年齢で区切っていくということに対しての抵抗感が僕の中にありますから、まずきちんとした就労支援をやってまいりたいと。行政からも、その働きかけを企業にしてもらいたいと思います。

あとは、障がいの問題です。障がいを持っている方々です。むしろ障がいゆえにいろいろなものが見えて、商品開発であるとか、市場マーケットの開拓につながる可能性もたくさんあるわけですから、そういう点をなるべく前に出して、行政的には働く環境をきちんと整えていくような、後押しをするような政策を打っていただけると助かると思うのです。

(室橋委員)

多分超高齢社会の中での人権の課題で、高齢者がわずか20パーセント、5パーセントしかないというような人口ピラミッドの中での人権の課題というと、多分とらえ方が違うのだろうと思うのです。神林委員が言われたとおり、それこそ、高齢者というのはさまざまな層だ。医療、福祉を必要とするような方と、働き盛りでまだ現役という方もいらっしゃって、人口の半分くらいが、いわゆるこの高齢者に当たるのだろうと思いますから、こういうくくりは、多分、今回は最後にしなければいけないのだろうという感じがします。

(相庭委員長)

多様化しているという見方というのが、僕は最後だと思うのです。女性問題も多様化していると言いますよね。人権問題も最初は部落とか、在日だったのですけれども、多様化しています。さらに高齢者が一番難しく、おそらく高齢者の中にも、65歳くらいまで働いてこなかった。要するに専業主婦ゆえに働いてこなかった人たちに働けというのは、多分、難しい課題、ハードルが出てくるわけです。ところがここにお集まりの弁護士さんもそうですし、いろいろがんばっている方々に65歳だから仕事を辞めてねと言ったら、「何、言ってんだ、これからだ」と多分言うわけです。だから、それを私たちの中に年齢みたいなものは、日本社会で文化が強いですから。縦社会ですから。それで65歳とぱんと切ってしまうと、こういうもので掌握していく現実というのはどのくらいリアリティがあるのだろうかというところに疑問を持ちます。だから、女性解放運動で有名な水田珠枝さんとか、安川悦子さんとか、あるいは竹中恵美子さんとか、女性解放運動を引っ張った人です。リードした人たちは、最近、高齢化していますから、高齢者差別だとはっきり書いています。だから、その辺も、果たして人権問題としてとらえた場合に、違った様相が出てくるのではないかと。そう考えると、こういう形の調査も、今回は最後かなと、室橋委員の言っていることは正しいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。もしなければ、私のほうから、インターネット上の人権ということで、先に少し触れたのですけれども、そろそろ各市町村別でもいいと思っているのですけれども、学校教育の中に、ちゃんと教科というのでしょうか、一つのまとまった時間を取って、子供たちが学習する機会を保障するコマを設ける必要があるような時期にきているような気がしています。やはり情報教育とか、さまざまところの比較ということではなくて、やはりちゃんとツールなどで、書道があれば墨をするように、それと同じようなものだという認識を持ってきちんと人権を中心として表現の仕方であるとか、どういう意味を持つかということを教える必要がある時期に来ているのだろうと思うのです。それは、市町村で独自にできるものなのか、それとも県としてやっていくのか、それとも国としてやっていくのかは少し難しいのですけれども、ちゃんとそこをやっていかないと心配な事象が多いです。明らかに自分の意思の中にないような、要するにインターネットという世界がどういう世界か分からなくて、例えば、

友達のプライバシーを平気で書いて、ネットに公開してしまって、後になってから、そんなになるはずはなかったという認識をする人もいるわけです。私の知り合いにも何人かいますけれども、そういう事故みたいな、本人の意思と関係ないところで事故みたいな、今後、多発する可能性がありますので、やはり私は、大学教育で、なるべくそれは教えるようにしていますが、きちんと正式に教える時期にきていると思います。ですから、その辺のところも少し教育行政のほうで考えていただけたらと思います。

あとは自由記述等もいろいろとおもしろいといえますか、大変心配といえますか、興味を引くとか、少し表現に困るのですけれども、そういう記述もあるようでございます。

(高橋委員)

相庭先生の今のお話は、情報リテラシーは小学校でもやっているのです。体系的には1年生はここまで、2年生はここまでと。どうしてもインターネットを使って調べ物をするということが低学年からやっているもので、私は、ホームページの更新を一生懸命やっていますので、子供がブログ形式で発信する活動を5年生くらいからやるものですから、特定の人を中傷しないように、本当にきれい事を教えて、そして私たちの目を通る中では、変なものは出ていかないようにはなっているのですが、やはり子供同士ということになると、またそれは心にしみるところまでいっていないものですから、今、特に通信型ゲーム機という、大人の常識を逸脱したところで子供同士がつながっていて、簡単に「死ね」だとか、そういう言葉でやり合う。小学校は、それほどスマートフォンの所持率はないのですけれども、中学校へ行くとそれを契機に買ってもらう。よしつながったと、親の見えないところでやっていくということで、何か学校はきれい事を教え、でも裏の子供たちのほうははるかに上を行っているという現実もあつたりして、非常に難しい、道徳性の面からの問題をはらんでいるなど思ってお聞きしていました。

(相庭委員長)

それなのです。やっていないのはこんなに出ないのです。どういうカリキュラムでどのようにやっていったら、ちゃんと子供たちに意図が伝わっていくのか。だから、仮に10人の子供がいれば、8人、9人くらいまできちんと分かればいいのですけれども、半々くらいなのです。だから、問題なのです。今回は50パーセント弱くらいだと少し教育効果としては非常に低いという考えがありますので、それで少し心配。ゲーム機とかすごいもののね。

(渡辺委員)

1年生から教育されているのですか。先ほど、1、2年生という話もありましたけれども。

(高橋委員)

そうですね。1年生あたりから、初歩の段階から、ほかとつながることみたいなことに対しての全体計画というのですけれども、1年生はここまで、2年生はここまで、そして自分の技

術としてこういったことができるのか、そういうことでやってはいるのですけれども。

(渡辺委員)

学校によって違うのですか。

(高橋委員)

いえ、少しずつは違うと思いますが、各学校みんな。

(渡辺委員)

全くやっていないということはないですね。

(高橋委員)

ないです。今、どの学校にもコンピュータールームというものがあって、外部とつながることができるようになっていますのでやってはいるのですが、やはり大人の目を通る場面と、子供だけというところは、なかなか入り込んでいけない、教育効果が低いと言われましたけれども、難しいですね。

(渡辺委員)

うちの子は1年生で、私もあまり会話していないのも問題かもしれないですが、その辺、無知だったものですから。

(高橋委員)

ゲーム機同士でつながっているなどということは、親御さんも分からずに買い与えてから、そうだったのみたいなこともあるのですね。

(渡辺委員)

パソコンも無料ゲームがある段階までできますけれども、子供が「パパ、ログインしていい？」とかと、ある段階までいったら言うわけです。当然、パスワードとか分からないので、例えば、やってもいいよといってもできないということは分かっているのですけれども、それが分からないのです。

(高橋委員)

ゲームの世界ではランキングとかあるのですよね。

(相庭委員長)

すごいですよ。一度、入ってみるといいです。これは、インターネット上の人権問題を語る人は、一回入ってみるといいです。そうすると分かりますから。チームを組んで相手をやっつけるといふうちに、もう分かっていると、「くたばれ」「死ね」、日常的に飛び交っている世界です。そこから出て、ほかの掲示板にいくと、そのままの認識で掲示板に入っていくのです。すさまじいものです。

(高橋委員)

すごいですね。にこにこ動画というのでしょうか。私は年寄りで目がおかしくてついていけないのですけれども、画面にばっとものすごい書き込みが出てきて、子供たちはそれが読めるのです。そこがこわいです。

(相庭委員長)

4行、5行でばっと流れてきて、そこにばんばん打つのです。完全に別の日常空間です。だから、ここで生きているという考えではなくて、もう一つ違った空間。だから、二つの人間がいるのです。だから、責任を問われないので、こちらの空間で何か言うとまずいじゃないですか。しかしこちらの空間は別の人格なので何でも言えるのです。だから、本当に思っていることがばっと出てくるから、部落問題なども、目も当てられないような言葉が出てくるのです。だから、そこをどうやってきちんとやっていくか。発信するのは個人ですから、その個人の中にきちんとした人権意識というものを身につけさせる必要があるのだらうと思います。ほかにいかがでしょうか。

(室橋委員)

確かに委員長がおっしゃるとおり、今、部落問題、同和問題についての自由記載も全部読ませていただいて、唖然とします。インターネットの2ちゃんねるでもものすごいのが出てくるよと言われて、私どものやっている人権・同和教育指導者養成講座についても批判されておりましたびっくりしたのですけれども、ただ、ここでこの自由記載の中から、我々は計画を策定していくうえでの課題にしなければいけないのかということについて、やはりそっとしてくれということについて、かなり書いています。そのうち、いなくなるだらうという話も出ていますから、記憶がなくなっても記録はしっかり残っていて、それが本籍地まできちんと残っていると。すぐ特定できるような状況にあるわけで、四面楚歌みたいなところまで全部、インターネットで流れているという状況でもありますから、そういった意味では、どこまでいっても差別の材料は流れ続けていくということを前提にして、それをどう我々が受け止めて、正しい理解にしていかなければいけないかというような計画に持っていかなければいけないのだらうと思っております、発言させていただきました。

(相庭委員長)

すごいですよ。

(室橋委員)

びっくりしました。

(相庭委員長)

送られてきて、最初にこういうものは深刻だと思って。

(室橋委員)

逆効果というのですから。

(相庭委員長)

最後、具体的に皆さん、問 22 の関連です。例えば、女性の方が書いているのですけれども、いろいろなことを書いてあって驚かないのですけれども、例えば、他人に対する創造性というのは非常に重要なのですが、どんどん都会などの仕事につき、引っ越しして全く知り合いのいないところで地域の生活に伏せるようにしろというのです。他人に対して言う言葉かどうかです。おまえ、一人でいやなら出て行けと。消えてなくなれと。地域の安定のために静かに生きる。これは、もし本人が目の前で言われたらどう思うかという想像力がないのです。書いているということで、そういうお考えなのです。このようなびっくりする記述があるわけです。やはりちゃんときちんとやったほうがいいと。もっと教育したほうがいいと思います。

(小林委員)

今の 20 代とか、子育てをしている世代の人たちをどうにかする方法というのは、どのようにしたらいいのでしょうか。

(相庭委員長)

難しいのですけれども、やはりそのところは議論が残ると思います。当然、成人教育も大事だと思うのです。それだけ部落問題をひもといていくとがんばれる。結婚差別などで最後までがんばれた人というのは、必ず人権教育を受けてきたというのです。例えば、結婚して、結婚する前に反対されたけれども、最後には結婚してがんばったと。なぜがんばったのと聞くと、不当だということを私は学校で勉強してきたと。だからがんばれたという感想も、現実問題たくさんあるのです。だから、やはり学校教育できちんと教える。不当なものは不当としている。だめなものはだめと教えるということを歴史性と論理性を持って教えていくということがすごく大事なのではないのでしょうか。ですから、そのところができていないから、大人になって偏見あり、差別なりが入ってくると、すっと入ってしまうのです。それにしがみついて、信じて、そのまま年を取っていきますから、そうすると、結局、差別の問題というのは、多少理解性の高さの問題ですから、それが低ければ当然、多分、なるのだろうと思うのです。ですから、そうすると他人のことを理解できない人々が共同体を作ると、どういう共同体になるかも想像できるわけで、やはりそうならないうちに、新しい世代の中にきちんとした教育を教える。そうすると、結局、新しい時代のほうがちゃんとしてくれば、その世代が新しい時代を担うのですから、僕などはそのように見ているのですけれども、どうも新しい世代のほうは保守的なので。

(小林委員)

ちょうど小学生などを教えているのですが、親の世代が一番問題だと思うのですけれども、

だからそういう世代を変えないことには、多分、子供にも絶対にいい影響はあり得ないので、そういう人たちをどのように意識を高めさせたらいいのかなということが分からないということがあります。

(神林委員)

現場に行って、子供たちをしっかりと教育して、人権感覚を高めていくとか、やはりそこが基本だと思います。例えば、子供が親と会話をして、理想は、親にそれは違うよと言えるとか、そこまではなかなか難しいですけども、そうやってそれを根気よく続けていくのが一番大事ではないかと思えますし、新潟市でも多分計画を見ていると、講演会なども入っていたので、PTAとか、そういった子供だけではなくて、親も巻き込んだ人権啓発活動をやってられると思うのです。そういったものを繰り返しながら、急には変わらないのだろうけれども、地道にしていくしかないのかと思えます。

(小林委員)

例えば、子供が学校で人権意識の話で、いい話といますか、聞いてきても、親にそれ言ったら、そんなきれいごとじゃないよとか、せっかく教わってきたことを曲げられてしまうようなことを親が言ってしまったら、子供はどちらを信じるのかなと。やはり子供自身も混乱すると思うのです。だから、結局、いいようにするためには、両方が同じような方向を向かなければ、絶対にいい結果は出てこないで、子供が、自分が正しいということを学校からもよく教えられて、自分の意見はこうだよといえるような子になってくれればいいし、そういう意見を持てるような教育をするようにはなると思うのですけれども、してほしいのですけれども、そうではなくてやはり家族の中に入ってしまうと、親に封じ込められてしまって、間違っただけの考えをしている親の中で、間違っただけの人権意識のまま成長していけば、それがすごく不安で、だからそのためにも、今、子育て世代と一緒に意識を変えられるような制度ではないのですけれども、仕組みみたいなものはできないものなのかということ強く感じるのです。

(相庭委員長)

少し難しい問題でありますので。ほかにいかがでしょうか。もしなければ、そろそろスケジュール等、まだ話さなければいけない内容がございますので、時間が迫ってきましたので、この辺で意見交換を打ち切りたいと思います。なにぶんにも分量が分量で、送られて1週間くらいで全部目を通すということはなかなか難しいもので、私も自分の関心領域だけを拾わせていただきました。申し訳ありません。

それでは、今後のスケジュールについて、話をさせていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

(事務局：武者室長)

皆様、ご意見ありがとうございました。本当に内輪の話で大変恐縮なのですが、上がってきたのも、先ほど、言いましたが、いろいろなものでクロス集計しているということで、数字も間違っただけでできあがってきたりして、それをチェックするだけでとんでもない時間を要して、内容を見ながら検証していただくか、分析するということが、まだできない状況で、本日を迎えてしまったということで、大変、申し訳なく思っております。ただ、専門的な目線で貴重なご意見をいただいたものですから、それはまた内部の専門分野のほうで近日、かけることにしておりますので、それでまた、次年度に向けて計画の策定というようなことで進んでいくわけなのですけれども、これがメインの目標でございますけれども、その旨、引き続き、ご協力をお願いしたいと思います。

資料3をご覧いただきたいと思います。上のほうから平成25年度とありますが、8月8日に1回目をやって、9月24日に2回目、本日が3回目でございます。平成26年度の予定としておりますけれども、まず4月にホームページ掲載すると記載しています。7月に4回目、9月に5回目、11月ごろに6回目、この辺で新しい計画をまとめ上げていただいて、12月に議会報告をしながら、1月ごろにパブリックコメントを公表してご意見をいただくということをやっけて、3月に最終的にまとめたものをまた皆様方に見ていただくというような想定を考えております。次回は7月としておりますけれども、それまでに先ほど申し上げました、庁内の専門分野と意見交換しながら、また事務局案を叩いていくというような作業が入るものですから、若干お時間をいただきたいということは、こちらの希望でございます。こういった中で、予定として組んだところでございますが、ここにつきまして、何かございましたらよろしく願いたします。

(相庭委員長)

ただいま、事務局からご説明がございましたが、会議関係と具体的なパブリックコメント等の話が出ました。いかがでしょうか、このような形の流れということで。

(室橋委員)

質問よろしいでしょうか。7月に新計画の案が、多分、事務局案を出していただけることになるかと思いますが、そこへの意見みたいなものは、事前に申し出したいなと思っております。簡単ですので、今、少しお話ししてもかまわないでしょうか。

人権教育啓発推進法に基づいて、県が指針を作り、そして新潟市もこうして計画を策定しているわけですが、国際条約の中から、それに基づいて続けてきたという、そこに基づいているという考え方で、どこの市の計画にもつづられています。ただ、もう一つ重要なのは、9市1村、そして新潟県の指針も含めて欠落しているのは、人権条約の扱いが極めて弱いということです。なぜかといいますと、憲法98条に国際条約はみんなで守らなければいけない

という履行義務が乗っかっています。条約法の 27 条と 46 条から、たとえ批准ができていなくても、つまり国内法が十分整っていないで、結果して差別になっていく、人権侵害になっていくということはあってはならないということが、日本の条約法で規定されています。そういった意味では、こういう行動計画が国連でできましたとか、日本は条約に締結していましたということが文章上に流れているだけではなくて、それが自治体も全部縛る。個人も全部縛る。自治体としては、それを根拠にいろいろなことができるということになっているものですから、ぜひ条約については、ただ締結されましたということではなくて、締結国としての責任、そこに住んでいる自治体としての責任で記述するという立場を取っていただきたいという要望です。

一昨日、村上でも私は、こういう委員会の委員になっています。そこでも話してきましたし、明日、南魚沼市の委員会の委員長を務めているものですから、そこでもきちんとその話をする予定になっています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(相庭委員長)

ありがとうございます。すみません、ただいまのご要望でございますが、よろしくお願ひします。ほかにございませんでしょうか。

(事務局：武者室長)

続きですけれども、もしお願ひできるならば、この 7 月に次年度第 1 回といいますか、4 回目になりますが、この日程などをある程度、決められればすごくありがたいと思ひながら。

(相庭委員長)

今、調整してという話ですね。

(事務局：武者室長)

この場で、もしお願ひできたらなのですけれども、7 月の上旬ごろを目途でお願ひできたらということがあるのですけれども、先の話で申し訳ありません。

(相庭委員長)

大変申し訳ありませんが、委員の皆さんよろしくお願ひします。7 月だそうでございます。

【 日程調整 】

(事務局：武者室長)

7 月 11 日金曜日の午後 3 時からということでお願ひいたします。

もう一点、申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。先ほど、ご意見いただきましたが、

ありがとうございました。また、後ほど、お気づきの点などもあるかと思ひます。また、資料自体も、先ほどの間違いが多かったというようなことで、まだ見切れていない部分もあるかと思ひます。皆様方の違つた目線で見させていただいて、その辺、お気づきの点とか、またご意見もこういったものもということがございましたら、いかがでしょうか。3月20日ごろまでメールとか、何でもけっこうでございます。ファックス等、何でもけっこうでございますが、事務局のほうにご連絡いただければ、こちらのほうでまとめさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。期日を切らせていただくのは、庁内の専門部署に連絡するというこゝもあるものですから、また追っかけすることもできるのですけれども、一応、期日を決めさせていただきますと思ひております。申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

(相庭委員長)

以上ですね。では、以上で、事務局で予定した議事は終了になりますけれども、委員の皆さんからは何かございませんでしょうか。

それでは、今日は、ご審議をありがとうございました。また、7月でございます。よろしくお願ひします。

(事務局)

ありがとうございました。